ジェイテクト健康保険組合 御中

常務理事	事務長		係員

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

※裏面の「任意継続をする場合の注意事項」をよく読んでからお申し込みください。

太枠内 被保険者（申請者）が記入するところ

健康保険被保険者等の	記号		番号		任意継続被保険者等番号	77 −
フリガナ / 氏名		印	生年月日	（和暦） 年 月 日	年齢	
資格取得日	（和暦） 年 月 日		資格喪失日（退職日の翌日）	（和暦） 年 月 日		
退職後住民票登録住所	〒 —					
連絡先電話番号（日中に連絡が取れる電話番号）	— —					
健保からの給付金受取口座	（金融機関名） / （支店名）		金融機関番号	店番号		
			種別 普通	口座番号		
			口座名義	被保険者名義の口座に限ります		
被保険者の資格確認書発行の要否	□ 不要 □ 要	要にチェックを入れた方は、別紙『資格確認書交付申請書』を併せてご提出ください。添付がない場合は資格確認書の交付はできません。				

継続加入する被扶養者

被扶養者氏名	性別	生年月日	年齢	続柄
（ﾌﾘｶﾞﾅ）		（和暦） 年 月 日		
資格確認書発行の要否	□ 不要 □ 要	要にチェックを入れた方は、別紙『資格確認書交付申請書』を併せてご提出ください。添付がない場合は資格確認書の交付はできません。		
被扶養者氏名	性別	生年月日	年齢	続柄
（ﾌﾘｶﾞﾅ）		（和暦） 年 月 日		
資格確認書発行の要否	□ 不要 □ 要	要にチェックを入れた方は、別紙『資格確認書交付申請書』を併せてご提出ください。添付がない場合は資格確認書の交付はできません。		

保険料納付方法

以下、納付方法①～③のうち１つ選択し、□の中に✓を付けてください。

口座振替	□	**① 毎月納付 → 初回２か月分を振込む → ３ヶ月目から口座引落し** 別途『預金口座振替依頼書』を併せてご提出ください。
前納	□	**② 半期前納 → 半期分を一括で振込む** ・4～8月加入の方は、加入月～９月まで。後期分保険料のご案内は、9月中旬頃送付します。 ・9～10月加入の方は、加入月～加入年度の3月まで。翌年度4月以降のご案内は、3月中旬頃送付します。
	□	**③ 全期前納 → 全期分を一括で振込む（加入年度の３月まで）** ・翌年度4月以降のご案内は、3月中旬頃送付します。

健保組合使用欄

任継資格取得日	退職時月額	決定月額	口座振替開始年月
R 年 月 日	千円	千円	年 月分～

初回 保険料	初回 保険料入金日
月分 円	R 年 月 日
前納 保険料	前納 保険料入金日
円	R 年 月 日
前納 納付期間	
R 年 月 ～ R 年 月	

2025.03改定

資格取得入力	資格情報のお知らせ	資格確認書

任意継続をする場合の注意事項

１．任意継続とは

退職によって被保険者の資格を失った場合にも、以下の条件を満たせば申請により、最長２年間継続してジェイテクト健康保険組合の被保険者となれる制度です。

①退職日までに継続して２ヶ月以上被保険者期間がある

②資格喪失日から２０日以内に健康保険組合へ『任意継続被保険者資格取得申請書』を提出する（必着）

２．資格喪失について

次に該当するとき、任意継続の被保険者資格を喪失します。

①任意継続被保険者となってから２年が経過し、期間満了となったとき　・・・ 満了日の翌日

②就職して、他の健康保険の被保険者となったとき　・・・ 就職先の健康保険資格取得日

③被保険者が死亡したとき　・・・ 死亡日の翌日（死亡診断書写しを提出）

④後期高齢医療に加入したとき　・・・ 後期高齢医療加入日

⑤期間満了前に脱退したいとき　・・・ 届出提出月の翌月１日（脱退希望月の前月末までに「資格喪失申出書」を提出）

⑥正当な理由がなく保険料が未納となったとき　・・・ 保険料納付期日の翌日

上記②～⑤の理由により任意継続資格を喪失する方は、健康保険組合までご連絡ください。（「資格喪失申出書」を提出）

喪失した月以降に支払った保険料がある場合には保険料が還付されます。

※資格喪失日以降にかかった医療費・保険給付費等があった場合は、健康保険組合が負担した金額を返金していただきます。

３．扶養家族について

被扶養者を引き続き扶養する場合は、継続加入する被扶養者欄にご記入ください。（対象者が２名以上の場合は、この申請書をコピーしてご記入ください。）

被扶養者となるための要件を満たしていることを確認します。「被扶養者（異動）届」に必要書類を添付して提出してください。

４．資格確認書の交付について

資格確認書の交付が必要な方は、資格確認書要否欄にチェックを入れ、別紙「資格確認書交付申請書」を添付してください。

※マイナンバーカードを保有し健康保険証利用登録をしている場合は、申請書にチェックがあっても資格確認書は交付できません。

５．保険料について

・保険料は、退職時の標準報酬月額と全被保険者の平均標準報酬月額とのいずれか低い方により算出し、２年間適用となります。

４０歳以上６５歳未満の方は介護保険料が加算されます。

※事業主負担がないため、全額個人負担となります。

・納付期日は初回（資格取得月）については、健康保険組合の指定期日となります。翌月からは１日から１０日までの納付となります。

・納付方法は２種類あります。

①口座振替　・・・　３ヶ月目から依頼のあった口座より、毎月自動振替（振替日：前月の２７日）

別紙「預金口座振替依頼書」を添付してください。

②前納　・・・　退職日の翌日に属する月の末日までに納付。納付がされない場合は前納の取り扱いはできません。

※初回は健康保険組合指定口座に、①の場合は２ヶ月分、②の場合は１ヶ月分の納付が必要。

６．任意継続資格取得までの流れについて

①この申請書を受理しましたら、初回保険料の振り込み案内をお送りいたします。（退職日の１週間～２・3日前ごろ）

②①の納付書の振り込み先へ保険料をご自身でお振込をしてください。（銀行窓口・ATM・ネットバンキングいずれかより振込）

③保険料の振り込みが健康保険組合で確認が取れましたら、「資格情報のお知らせ」を送付いたします。（保険料振り込み後７日目以降）

新しい健康保険資格（記号・番号等）は、マイナポータル⇒医療保険の資格情報でもご確認いただけます。

【注意】新しい健康保険資格情報の掲載時期は状況により異なります。

保険料振込みから１週間以上経っても切り替わらない場合は健康保険組合へご連絡ください。また、その間に医療機関を受診される場合は健康保険の切り替え手続き中であることを窓口にお伝えください。

７．個人情報保護について

ご記入いただいた個人情報は、健康保険組合からのご案内、ならびに給付金の支払い等に使用する場合があります。

詳しくは https://www.jtekt-kenpo.or.jp/protection/policy.html をご覧ください。

８．その他

①確定申告に使用する『保険料納付証明書』は、毎年１月下旬に送付いたします。

②再就職や国民健康保険への移行による脱退、扶養家族の追加・減員のほか、住所・氏名・口座、マイナンバーカード紛失等によるマイナンバーに変更が生じる場合、必ず届出が必要になりますので健康保険組合までご連絡ください。

■ お問い合わせ先

ジェイテクト健康保険組合　〒448-8652　愛知県刈谷市朝日町１丁目１番地　TEL：0566-22-6456

ホームページ：http://www.jtekt-kenpo.or.jp/